

定 款

平成20年12月 1 日 制定
平成21年 5 月 4 日 改定
平成21年12月10日 改定
平成22年10月 8 日 改定

公益財団法人日本刀文化振興協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人日本刀文化振興協会と称する（以下「本協会」という。）。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都大田区に置く。

2 本協会は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、文化財保護の精神に則り、有形文化財及び無形文化財としての日本刀の保護育成及び普及並びにその基盤の拡充に努め、かつ発展を期し、もって日本刀文化の振興を図るとともに、内外に敷衍してわが国文化の啓発に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 日本刀にかかわる伝統技術の保護育成
 - (2) 日本刀にかかわる伝統技術の展覧会、講習会、講演会等の開催
 - (3) 日本刀にかかわる伝統技術の調査研究並びに記録の作成
 - (4) 日本刀にかかわる伝統文化の振興
 - (5) 日本刀にかかわる伝統技術及び伝統文化等に関する出版並びに情報の発信
 - (6) その他本協会の目的を達成するために必要な事業並びにその推進に資する一切の事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 計算

(剰余金の処分制限)

第5条 本協会は、剰余金の分配をすることができない。

(事業年度)

第6条 本協会の事業年度は、毎年12月1日に始まり翌年11月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 本協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議

員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 本協会に評議員15名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員推薦委員会において行う。

2 評議員推薦委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員推薦委員会の外部委員は、次の事項のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

- (1) 本協会又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同

じ。)の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)

4 評議員推薦委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推挙することができる。評議員推薦委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員のうち親族等の数が評議員の数のうちに占める割合は、3分の1を超えることができない。

6 評議員のうち他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者の数が評議員の数のうちに占める割合は、3分の1を超えることができない。

7 評議員推薦委員会に評議員候補者を推挙する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者と本協会及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

8 評議員推薦委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

9 評議員推薦委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

10 前項の場合には、評議員推薦委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員(2以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

11 第8項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第13条 評議員は、無報酬とする。ただし、評議員が本協会に勤務する場合、その形態に応じ、

1日当たり10,000円を超えない範囲で、日当として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 第1項ただし書に規定する報酬等支給の基準については、評議員会において別に定め、公表することとする。これを変更したときも、同様とする。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の額

(3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認

(4) 定款の変更

(5) 残余財産の処分

(6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度1月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、当該評議員会において評議員の中から選出する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わ

なければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第20条 理事長が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が提案された議案につき書面により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告の省略)

第21条 理事長が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 議長並びに当該評議員会において評議員の中から選出する署名人1名及び議事録作成者は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員及び会長等

(役員の設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 11名以上15名以内
- (2) 監事 2名又は3名

2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。
3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
2 理事及び監事のうち親族等の数が理事又は監事の数のうちに占める割合は、いずれも3分の1を超えることができない。
3 理事及び監事のうち他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者の数が理事又は監事の数のうちに占める割合は、いずれも3分の1を超えることができない。
4 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、専務理事は、理事

会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。

3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、理事及び監事が本協会に勤務する場合、その形態に応じ、1日当たり10,000円を超えない範囲で、日当として支給することができる。
2 第13条第2項及び第3項の規定は、それぞれ理事及び監事に対して支給する報酬並びに費用について準用する。

(特別の利益供与の禁止)

第30条 本協会は、本協会に財産の贈与若しくは遺贈をする者、この法人の役員又はこれらの者の親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(会長)

第31条 本協会に、任意の機関として、会長1名を置く。
2 会長は、次の職務を行う。
(1) 理事長の委嘱により、本協会の荣誉ある業務を執行すること

- (2) 理事長の委嘱により、本協会の式典等における重要な業務を執行すること
- 3 会長の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 会長の報酬は、無償とする。

(特別相談役)

第32条 本協会に、任意の機関として、特別相談役1名を置く。

- 2 特別相談役は、次の職務を行う。
 - (1) 本協会の運営全般について、理事長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
 - (3) 会長の職務を補佐すること
- 3 特別相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 特別相談役の報酬は、無償とする。

(顧問)

第33条 本協会に、任意の機関として、顧問1名以上5名以内を置く。

- 2 顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 本協会の運営について、専門的立場から助言すること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問の報酬は、無償とする。

第7章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(開催)

第36条 理事会は、毎年度2回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第37条 理事会は、理事長が招集する。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事長又は当該理事会において理事長の指名する理事とする。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事長、監事及び議事録作成者は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 委員会

(委員会)

第41条 本協会に、第11条に定める評議員推薦委員会のほか、任意の機関として、本協会の公正な運営及び事業の推進に資するために必要な委員会を置くことができる。

- 2 前項の委員会の設置及び変更又は廃止は、理事会において定める。
- 3 委員会に関する細則は、理事会において別に定める。

第9章 協力幹事会

(協力幹事会)

第42条 本協会に、任意の機関として、本協会の事業の推進に資するために協力幹事会を置くことができる。

- 2 前項の協力幹事会の設置及び変更又は廃止は、理事会において定める。
- 3 協力幹事会に関する細則は、理事会において別に定める。

第10章 会員

(会員)

第43条 本協会の趣旨に賛同する個人及び団体並びに本協会の事業に顕著な貢献のあった個人を、会員とすることができる。

2 会員に関する細則は、理事会において別に定める。

第11章 支部

(支部)

第44条 本協会は、必要な地に支部を置くことができる。

- 2 支部の設置及び変更又は廃止は、理事会において定める。
- 3 支部に関する細則は、理事会において別に定める。

第12章 定款の変更及び解散

第16章 附則

(定款の変更)

第45条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
2 前項の規定は、第3条及び第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第46条 本協会は、本協会の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第47条 本協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第48条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 本協会の公告は、電子公告により行う。
2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、東京都において発行する日刊新聞に掲載する方法による。

第14章 事務局

(事務局)

第50条 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。
2 職員の任免は、理事長が理事会の承認を得て行う。
3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第15章 雑則

(定款以外の必要事項)

第51条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第52条 本協会の最初の事業年度は、本協会成立の日から平成21年11月30日までとする。

(最初の事業計画等)

第53条 本協会の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第7条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

第54条 ～ 第56条
省略

(法令の準拠)

第57条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他の法令に従う。

平成20年12月1日	制定
平成21年5月4日	改定
平成21年12月10日	改定
平成22年10月8日	改定

公益財団法人日本刀文化振興協会

理事長 本阿彌 道 弘